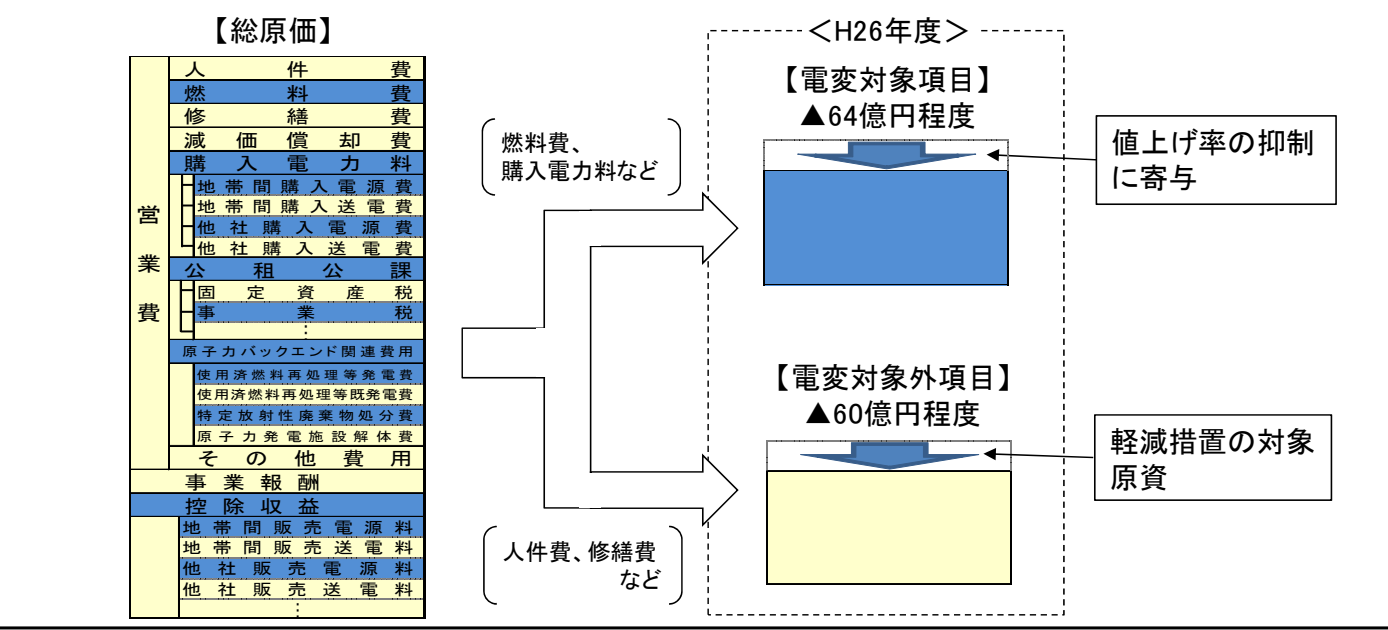


電気料金の軽減措置の概要

昨年に続く大幅な電気料金の値上げにより、お客さまには多大なご負担をお掛けすることから、厳しい経営状況ではありますが、当社の経営努力を反映し、お客さまのご負担を軽減させていただきます。

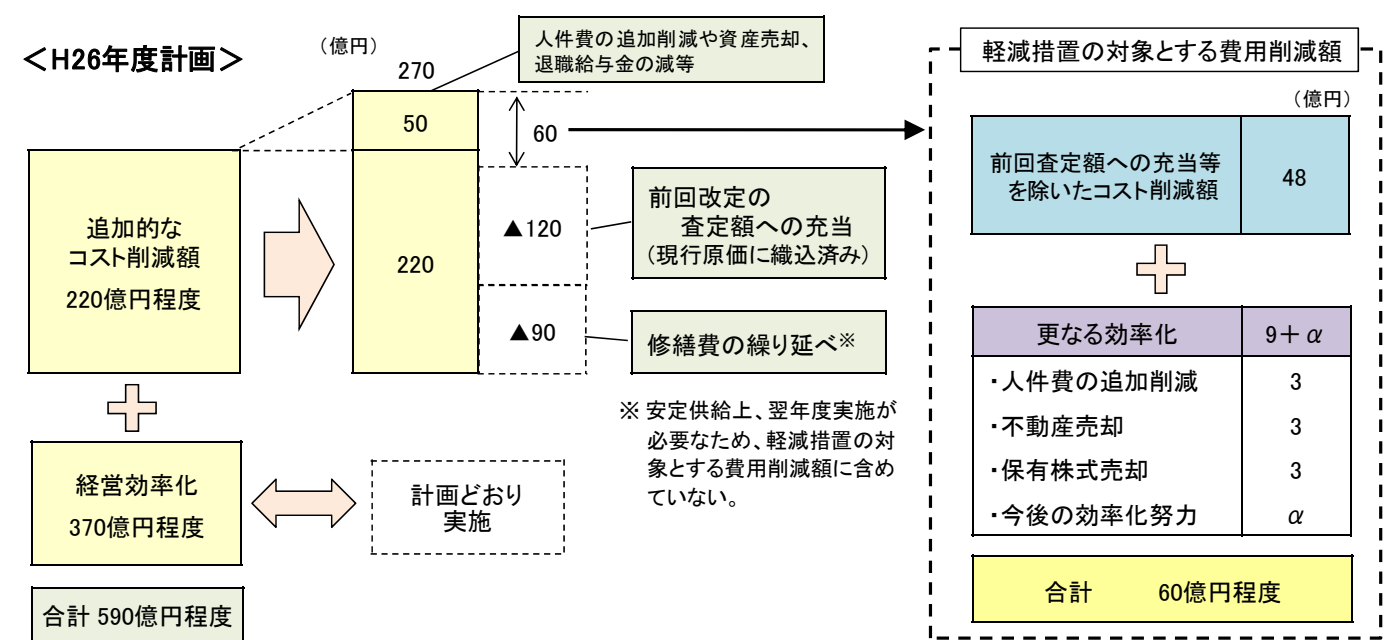
電変制度における効率化成果の料金への反映

- 電源構成変分認可制度（以下、電変という）の対象項目は、燃料消費数量に連動して変動する4項目8費用となっております。
- 経営効率化計画に基づき、電変対象項目に反映したコスト削減64億円程度については、値上げ率の抑制に寄与しております。
- 一方、電変対象外項目における経営努力によるコスト削減の成果は、直接料金原価には反映できないことから、軽減措置の対象原資といたします。



軽減措置の対象原資の考え方

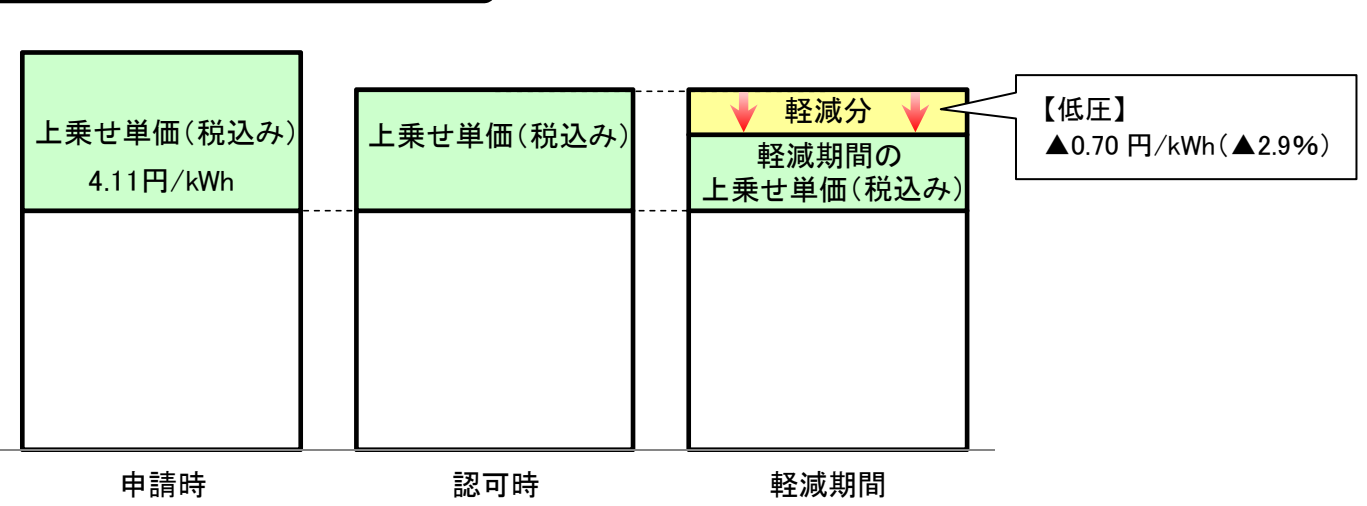
- 平成26年度については、現行の電気料金に反映した効率化370億円程度に、追加的なコスト削減等220億円程度を加え、合わせて590億円程度のコスト削減に取り組んでおります。
- 更に、人件費の追加削減や年金資産運用収益率を見直したことによる退職給与金の減のほか、今後進める削減努力分を先取りすることなどにより、50億円程度の上積みを図ります。
- 一方、昨年の料金改定時の査定額への充当や、安定供給上、翌年度に実施が必要な修繕費の繰り延べ分を除き、軽減措置の対象とする費用削減額は60億円程度といたしました。



軽減措置の内容

- 料金値上げ実施日から平成27年3月31日までのご使用分を軽減いたします。
- 規制部門につきましては、全てのお客さまを対象に、1kWhあたり0.70円（税込み）軽減いたします。
- 自由化部門につきましては、軽減期間内に値上げとなるお客さまを対象に、1kWhあたり高圧で0.67円（税込み）、特別高圧で0.66円（税込み）軽減いたします。

軽減措置のイメージ [規制部門]



※単価等については、認可後に改めてお知らせいたします。

以上